

伝送方式の種類

品目 高速デジタル合計

[illegible]

- 注 1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
4 品目ごとに別業とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

令和7年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

[illegible]